

2020-2021年のユネスコ活動に関する方針（答申案）

（情報・コミュニケーション分野抜粋）

I 2020-2021年のユネスコ活動に関する我が国の基本的方針（情報・コミュニケーション分野）1. ユネスコにおける主な取組の現状

- ユネスコは、設置目的である国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、言葉やイメージといったアイデアの自由な流通の旗振り役として、主に、表現の自由、メディア開発、情報と知識へのアクセスを促進してきている。これらは、持続可能な開発のための目標（SDGs）の16.10に掲げられている、情報への公共アクセスと基本的表現の保護に貢献する取組である。
- 情報と知識へのアクセスの促進においては、「国際コミュニケーション開発計画（IPDC）」や「すべての人のための情報計画（IFAP）」等を通じて、デジタル・ディバイドによる情報格差を縮小し、情報知識基盤型社会の構築に貢献している。ICTを通じた情報と知識へのユニバーサルアクセスを推進するため、オープン教育リソース（OER）、及び科学情報へのオープンアクセス等の促進も行っている。さらには、オンラインでのヘイトスピーチや情報不足による誤った情報発信などをなくしていくため、表現の自由や人権擁護の普及とともに、メディア情報リテラシーの能力向上に取り組んでいる。
- また、ユネスコ「世界の記憶」事業（以下、「世界の記憶」事業）は、世界の人々の記憶にとどめ後世に伝えるべき重要な記録物を登録することにより、そうした記録物に対する認識を高めるとともに、最適な技術による保全・保護及びアクセスの向上を促進することを目的としており、人類の表現の多様性とその普及・振興にも貢献しようとしている。
- 「世界の記憶」事業については、制度改善の取組が進行中であり、新規申請は2017年12月以降凍結されている。第205回ユネスコ執行委員会において採択された制度の包括的見直しに係る行動計画に基づいて、現在、加盟国によるワーキンググループにおける検討が行われており、国際諮問委員会（IAC）を始めとする専門家による議論の結果も踏まえた上で、本年10月の第207回執行委員会に最終統合報告書が提出される予定である。
- 現在、ユネスコは、人工知能（AI）が与える影響に関する課題提起とSDGs達成のためのAI活用の促進を、セクター横断的取組みとして位置付けており、情報・コミュニケーションセクターがその調整窓口の役目を担っている。

2. 我が国の主な活動状況

- 我が国では、第5期科学技術基本計画において、デジタル化が進んだ未来社会像として Society 5.0 を提唱し、IoT ですべての人とモノがつながり、様々な知識や情報を共有し、新たな価値観を生み出して課題や困難を克服することを目指している。また、人工知能（AI）の活用や社会の変革（イノベーション）を通じて社会課題解決や新たな価値創造がもたらされる可能性を指摘し、経済発展と社会課題の解決を両立する社会の構築を推進している。具体的には、AI の適切で積極的な社会実装を推進するための「人間中心のAI 社会原則」を決定したほか、AI 時代に対応した人材育成方策を含む「AI 戦略2019」を取りまとめた。また、先進技術を効果的に活用し、多様な子供たちを誰一人残すことのない、公正に個別最適化された学びの実現を目指している。
- 我が国は、オープンサイエンスの基本的な方針に基づき、知識の開放によるイノベーション基盤構築に取り組んでいる。多くの大学等において、機関リポジトリが設けられているほか、科研費論文など公的な研究資金による研究成果については、誰でも無料で見ることができるようすべきという観点から、オープンアクセス化が推奨されている。
- 我が国は、「世界の記憶」事業への参画を通じて、国内の重要な記録物の保全・保護等に取り組んでおり、これまでに日本から申請（他国との共同申請を含む）し、登録された記録物は7件となっており、また、これとは別に「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）が決定する地域登録に1件が登録されている。また、制度改善後を見据え、我が国として、より適切な事業運営の確保、及びそれを通じた世界的な記録物の保全・保護等の促進に貢献するため、2017年から「世界の記憶」協力事業信託基金を拠出している。この信託基金により、記録物の適切な保全・保護の担い手となる人材の育成に貢献するとともに、公文書館、博物館、図書館等の記録物関連機関や研究者の有する知識・技術を共有・伝達することを目的としたグローバル・ポリシー・フォーラムを開催している。さらに、制度の包括的見直しの面においても、加盟国ワーキンググループにおける議論に積極的に参画し、加盟国が申請・審査・決定プロセスのすべてにおいて意思決定に関与する実効的な仕組みを構築するためにリーダーシップを発揮している。

3. 2020-2021年のユネスコ事業に関する我が国の基本的方針

(1) 日本の知見を生かした国際貢献

- 我が国は、人工知能（AI）分野において先進的な技術を有するとともに、統合イノベーション戦略推進会議等において、倫理的側面についても検討を行ってきた。先に述べたような、AI時代の到来を念頭に置いた様々な方針の策定など、これま

での活動により蓄積された知見をもって、ユネスコの議論に貢献していくことが重要である。

- 特に、「AIの倫理」に関する規範的文書の策定については、我が国の考え・価値観を国際ルールに反映する機会であり、草案検討段階から積極的に議論に参画することが必要である。

(2) 「世界の記憶」事業の包括的見直しを含む適切な事業運営のための支援

- 「世界の記憶」事業の政治化を防ぎ、加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立本来の趣旨・目的に一層貢献できるようにすることは、最優先の課題であり、制度の包括的見直しが完了するまで引き続き総力を挙げて貢献する必要がある。
- それとともに、「世界の記憶」協力事業信託基金を継続的に拠出し、文書の修復及びデジタルアーカイブ化の技術ならびに東日本大震災等の経験を通じて得られた防災に関する知見といった我が国の強みを十分に活用しつつ、記録物の保全・保護等に係る戦略的・重点的な支援を進めることにより、制度改善後に我が国がより主導的な立場を確保できるようにすることが強く求められる。なお、当該支援を実施する上では、前記のグローバル・ポリシー・フォーラムの開催等を通じて把握された加盟国のニーズに配慮すること、及び各種プロジェクトへの邦人専門家の主体的な参画を推進することが期待される。
- また、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）についても、2018年5月に開催された第8回MOWCAP総会における決定に従い、国際登録の制度改善の結果と整合性・一貫性を持つよう制度の見直しが議論される予定であり、国際登録の制度の包括的見直しに取り組んだ経験を活かして、MOWCAPの制度の見直しにおいても積極的なリーダーシップを発揮することにより、地域登録も含めた枠組みである「世界の記憶」事業全体の適切な運営を促進することが極めて重要である。
- そして、アジア太平洋地域における記録物の保全・保護等に係る支援を進めていくにあたっては、当該地域の自然・社会環境の多様性を背景にして、媒体の形態や保存状態が様々に異なる記録物が存在していることに鑑み、各国の実情に応じた記録物の保全・保護やアクセスの確保を含めた適切な管理のための支援を進める必要がある。また、ラテンアメリカ・カリブ海地域やアフリカ地域の「世界の記憶」地域委員会との連携も視野に入れ、より効果的な取組を促進することも望まれるところである。

II 第40回ユネスコ総会における2020－2021年事業・予算案(40C/5)等に関する方針(情報・コミュニケーション分野)

あらゆる方法を通じて情報・知識を世界に流通させ、言語・表象による思想の自由

な交流を促進することは、国際平和と人類の共通の福祉への貢献といったユネスコの使命を果たしていく上で重要である。ユネスコにおいては、加盟国におけるICTを通じた情報等へのアクセスの確保を推進し、情報技術の有効活用に対する一層の支援の充実が期待される。また、人類の貴重な記録物の保存、アクセス向上及び普及を推進し、国際平和に貢献することが期待される。

(1) SDGs達成に向けたAI等の技術革新への対応

- ユネスコは、AI等の技術革新がもたらす社会的・人権的影響について考慮し、デジタル時代における基本的権利を振興することが求められる。国際的な関心の高いこの課題に対し、ユネスコが教育や人文社会科学等の分野における動向も十分に踏まえ、分野横断的な対話の機会を提供するとともに、規範的文書の作成も視野に入れた検討を進めようとしていることを歓迎する。我が国としても議論に貢献し、SDGs達成に向けたユネスコの施策に積極的に協力してまいりたい。

(2) 「世界の記憶」事業の包括的見直し

- ユネスコは、「世界の記憶」事業を通じて、重要な記録物の保全・保護、アクセスの向上、及び普及・振興を推進することにより、社会的・技術的变化が一層加速する現代において、包摂的な知識社会を構築するという非常に重要な使命を担っている。このために、まずは現在進められている制度の包括的見直しを、国際登録及び地域登録の双方において十全に実現し、ユネスコ自身が加盟国間の政治問題に巻き込まれることなく、「世界の記憶」事業の適切な運営をすることのできる環境を整備することが強く期待される。

(3) 「デジタル形式を含む記録遺産の保護及びアクセスに関する勧告」のさらなる実施促進

- 「デジタル形式を含む記録遺産の保護及びアクセスに関する勧告」については、第38回ユネスコ総会（2015年）において採択され、今回初めて加盟国からの実施状況の報告書が取りまとめられたところである。当該勧告は、記録物の保全・保護及びアクセスの向上を推進する上で、極めて重要な指針となるものである。ユネスコには、「世界の記憶」事業の適切な運営を確保するためにも、各加盟国における当該勧告の実施を着実に進めるよう推奨し、必要に応じた支援を行うことが期待される。我が国としても、「世界の記憶」協力事業信託基金による記録物の保全・保護等に係る支援を通じて貢献してまいりたい。